

日本ヘーゲル学会

第31回研究大会

2020年12月12日(土)・13日(日)

オンライン開催

ヘーゲル法哲学刊行200年・ヘーゲル生誕250年 特別大会

*参加方法については別添のオンライン大会マニュアルをご参照ください。



日本ヘーゲル学会事務局

〒112-8551 東京都文京区春日 1-13-27 中央大学理工学部 語学人文社会教室 吉田研究室

TEL: 03-3817-1956 | E-Mail: hegel-jimukk@hegel.jp

郵便振替口座: 00150-1-10718 日本ヘーゲル学会

*大会へのご参加は学会 HP 上「第 31 回研究大会特設サイト」からお願いします。パスワードが必要です。詳細は「オンライン大会マニュアル」を併せてご覧ください。マニュアルは HP 上でも随時更新予定です。

【プログラム】12月12日（土）

（9時40分 合評会および個人研究発表登壇者・司会の接続確認）

● 10時00分～10時25分：個人研究発表（1）

「カントの超越論的真理とヘーゲルの思考と存在との同一性としての真理」（要旨報告5分・質疑20分）

発表者：堀永哲史（京都大学）

司会者：山脇雅夫（高野山大学）

● 10時25分～10時50分：個人研究発表（2）

「ヘーゲル哲学における性」（要旨報告5分・質疑20分）

発表者：岡崎佑香（京都大学）

司会者：小島優子（高知大学）

● 11時00分～11時40分：総会

休憩

（12時45分頃に、司会と登壇者の参加、ファイル共有等の確認）

● 13時00分～16時50分：シンポジウム

『法哲学』刊行200周年 現代刑法論とヘーゲル
——ヘーゲル『法哲学』のアクチュアリティ」

（30分報告×4、相互質問10分×4、フロア質疑50分、途中5分休憩2回）

提題者：中村悠人（非会員：関西学院大学）

稲谷龍彦（非会員：京都大学）

大橋基（法政大学）

神山伸弘（跡見学園女子大学）

司会者：杉田孝夫（お茶の水女子大学）

*大会へのご参加は学会 HP 上「第 31 回研究大会特設サイト」からお願いします。パスワードが必要です。詳細は「オンライン大会マニュアル」を併せてご覧ください。マニュアルは HP 上でも随時更新予定です。

【プログラム】12月13日（日）

● 11時00分～11時25分：個人研究発表（3）

「ヘーゲルの悲劇論における近代的主体の生成のモチーフについて」

（要旨報告5分・質疑20分）

発表者：久富峻介（京都大学）

司会者：山口誠一（法政大学）

● 11時25分～11時50分：個人研究発表（4）

「ギリシア悲劇の「キリスト教的色合い」について

——新版美学講義録群からヘーゲルのギリシア悲劇解釈を考察する——」

（要旨報告5分・質疑20分）

発表者：鈴木亮三（岡山大学）

司会者：石川伊織（新潟県立大学）

● 13時00分～15時00分：合評会

下田和宣『宗教史の哲学：後期ヘーゲルの迂回路』京都大学学術出版会、2019年

評者：後藤正英（佐賀大学）、飯泉佑介（東京大学）、嶺岸佑亮（東北大学）

司会者：山口誠一（法政大学）

● 15時10分～16時40分：記念講演

「生の意識」に基づく「超越論的論理学」の批判的継承——ヘーゲル論理学における「あるところのもの」の把握」

講演者：久保陽一（駒沢大学）

司会者：杉田孝夫（お茶の水女子大学）

【個人研究発表(1) 要旨】

「カントの超越論的真理とヘーゲルの思考と存在との同一性としての真理」

堀永哲史 (京都大学)

ヘーゲルの「真理」概念は Halbig, Objektives Denken が詳細に区別したように、さまざまな側面をもつ。発表者の理解によれば、例えば「思考と存在との同一性」としての真理、「言明の真理」と「事物の真理」、そして「理念」に代表される「ホーリスティックな真理」などが挙げられる。本発表では、このうちの「思考と存在との同一性」を対象にする。

「思考と存在との同一性」はヘーゲル論理学の前提となる重要な思想である。ヘーゲルは『大論理学』を始めるにあたって、「意識の対立からの解放」(GW21, 35)を前提する。「意識の対立」とは、ヘーゲルからすれば、カント以降の意識と物自体との区別をはじめとする二元論のことである。「真理」は伝統的には「認識と認識の対象との一致」として理解される。ヘーゲルはこの定義を「最高の価値」(GW12, 26)をもつものとして高く評価する。実際、ヘーゲルが目指すのは「概念と事物との同一性」としての「真理」である(vgl. GW12, 23)。しかしヘーゲルからすると、カントは先の二元論のもとで、この同一性を不可能にした。こうした文脈から「意識の対立からの解放」が要求されるのである。

しかしヘーゲルのこの要求は一見して法外である。あらゆる個別的な思考が素朴な意味で外的な存在と実際に同一であるということは受け入れがたい。そのため、思考と存在との同一性がどのような次元で成立するのかを問題にする必要がある。このことを理解するには、カントへのヘーゲルによる先の批判にもかかわらず、やはりカントを参照する必要がある。というのは、ヘーゲルにとっても、思考と存在との同一性は、カント哲学においても「経験の内部」(GW20, § 41)という限定的な範囲では果たされているからである。そこで本発表は、カントにおける「経験的真理」から区別された「超越論的真理」に着目する。超越論的真理は個々の経験判断についての真理(経験的真理)ではなく、その経験的真理をそもそも可能にする真理である(KrV, A146/B185)。端的に言えば、超越論的真理は純粹悟性概念と対象との関係において問題になる。本発表は、ヘーゲルの思考と存在との同一性もまた、カントの超越論的真理と類比的に、基礎的な思考諸規定・諸形式と「諸事物の諸本質性」(GW20, § 24)とのあいだの同一性だと主張する。しかし他方でやはりカントに対するヘーゲルによる批判も考慮しなければならない。カントにおいては超越論的真理のためには純粹悟性概念と感性的直観の多様という異種的なものの総合がその条件となる。しかしヘーゲルはこの総合を「外的な統一ないしたんなる結合」(GW12, 22)と見なして、代わりに「概念の自己分割」を主張する。そこで最後にこの「概念の自己分割」としての「判断」が思考と存在との同一性の確立にとってどのような意義をもつのかを明らかにする。

【個人研究発表(2) 要旨】

「ヘーゲル哲学における性」

岡崎佑香 (京都大学)

『イェナ体系草稿(三)』(1805-06)の自然哲学においてヘーゲルは、ヨーゼフ・アッカーマン(1765-1815)やゴットヒルフ・ハインリヒ・フォン・シューベルト(1780-1860)を参照し、男性の生殖器と女性の生殖器は同じ型を基礎とすることを指摘しながら、女性の生殖器と男性の生殖器の対応性(たとえば、「女性の子宮」は「男性の前立腺」に対応する)を論じている。またヘーゲルは「類の過程」のために二項的性差を設定したうで、(有性)生殖において二つの性が統一されることで「無性の生命」が産み出されるとする

一方で、女性を「無差別」・「未発達な統一」とし男性を「分裂」・「活動的なもの」と規定することで、女性を発達段階の低次の段階に位置づけている。しかしながら、1819年以降の自然哲学講義においては女性を未発達と捉える規定は姿を消し、両性の「根源的な同一性」と形成過程における性別化を論ずる後成説的な立場がより明確になる。さらに『精神現象学』以降ヘーゲルは男性性/女性性の二項が他の二項のアナロジーとされることを「形式主義」として批判する文脈で、男性性/女性性の対立規定を動物の性関係に限定されるものとして論じている。

以上をふまえて、本発表では、『法哲学要綱』の婚姻論において言及される「両性の自然的規定性」がなにを意味するのかを考察し、女性の公的領域からの排除と私的領域（家庭）への囲い込みがどのようにして女性の自然的規定性から導き出されるのかを明らかにする。そのためにまず、『イエナ体系草稿（三）』の自然哲学と同時代の言説を比較することでイエナ後期ヘーゲルの性差論の特徴を明らかにする（一）。つぎに、法哲学講義とほぼ同時期に開講された自然哲学講義を分析し、ヘーゲルの性差論の到達点を確認する（二）。最後に、自然哲学講義と法哲学講義における性差の関連を考察することで（三）、ヘーゲルの性差論を同時代の思想家の言説の布置に着目し、自然哲学と法哲学の相互的な関連という観点から文脈化する。

【個人研究発表（3）要旨】

「ヘーゲルの悲劇論における近代的主体の生成のモチーフについて」

久富峻介（京都大学）

ドイツの「批判理論」の第三世代に位置するクリストフ・メンケは、ヘーゲルの現代的意義をその悲劇論に見出している。ヘーゲルは『精神現象学』や「美学講義」において、ギリシャ悲劇を基軸として悲劇理論を展開しているが、そこには演劇論や行為論といった多様な論点が含まれている。このうち、メンケは『人倫における悲劇』（1996年）において悲劇の共同体論の側面に注目する。ヘーゲルの共同体論は、もともとハーバーマスやホネットらが初期ヘーゲルの承認論を高く評価して以来、ジープをはじめとした多くの論者によって取り上げられてきたが、メンケは、従来強調されてこなかったヘーゲルの美学や悲劇論にも共同体論を見出すことで、そこにアクチュアルな意義があると主張する。

メンケは、主に『精神現象学』におけるヘーゲルによるソフォクレスの『アンティゴネ』解釈を、自律的な近代的主体の生成の議論へと拡張する中で、アンティゴネの「イロニー」の態度に注目する。ヘーゲルによれば、ギリシャ悲劇では二つのタイプの登場人物が描かれており、ひとつはアンティゴネに代表される〈行為する個人〉であり、もうひとつはクレオンに代表される、国家という〈普遍的な立場から他者に関係する個人〉である。後者は、共同体の「掟」を他者に命令するという形をとって登場する。ヘーゲルはこの両者の関係を、「個別性／普遍性」「女性／男性」「家族／国家」という対立関係として理解することで、悲劇の世界を「人倫」におけるコンフリクトを描いたものとして呈示する。その際メンケが注目するのが、国家の法を犯したアンティゴネが「共同体に対する永遠のイロニー」として特徴づけられていることである。メンケは、アンティゴネという個人が、イロニーとして〈普遍性・男性・国家〉に対抗することで、既存の規範を「転倒（Verkehrung）」させ、それによって自らを自律的な主体として示している、と解釈する。こうしてメンケはヘーゲルの悲劇論を、近代的な主体の形成のプロセスとして評価する。

だが、ヘーゲルの主体の生成にとって重要な「転倒」というあり方は、悲劇論にではなく、ヘーゲル自身が『精神現象学』で明示しているところによれば、近代的世界を描いた「陶冶」論にこそ積極的に見出すとされているように思われる。そこで本発表は、主体性の形成に際してヘーゲルの悲劇論が持つ射程を見極めることを目指したい。

【個人研究発表(4) 要旨】

「ギリシア悲劇の「キリスト教的色合い」について

——新版美学講義録群からヘーゲルのギリシア悲劇解釈を考察する——

鈴木亮三 (岡山大学)

1819/20、1823、1826、1828/29 年に行われたヘーゲルの美学講義の筆記録が、近年試行版として出版されて出揃い、アカデミー版全集にも収録され正式な刊本となりつつある。このような状況下で、本発表は、ギリシア悲劇に関する部分について、旧版と新版の講義録を比較し、ヘーゲルの解釈を明らかにしたいと思う。

本発表では、まず、ソフォクレスの一連のオイディプスの悲劇作品、および、アイスキュロスのエウメニデス三部作をヘーゲルがどのように扱っているかを、年度ごとに確定していく。そのうえで、ヘーゲルの解釈についての従来の研究史的な定見を検討し、さらに、ヘーゲル自身の解釈の変動とその意味について考察する。

本発表のタイトルの語句は、「ひとはそこにキリスト教的色合い Ton を見出そうとしたことがある。」という形で、旧版講義録に記録されているものである。「そこ」とは、ソフォクレス『コロノスのオイディプス』の結末に描かれたオイディプスの「宥和」を指す。また、主語は Man であり、一見すると、ヘーゲルはひとごとのような口ぶりである。しかし、旧版と新版とでその前後の文脈を検討すれば、ギリシア悲劇の中にそのような「色合い」を認めることの是非に関することについて、旧版の提示する筋道が想像以上に破綻していることが確認できるであろう。これは明らかに、編者のホトーによって生じた混乱であると思われる。なぜなら、新版を年度ごとに追うと、それぞれに——もちろんこの語は出てこないが——「キリスト教的色合い」を論じており、破綻はみられないだけでなく、「ひとは、キリスト教的結末 Ausgang を語ったことがある。」というホトーの記録とは違う語句で存在する 1826 年の筆記録は、この問題に大きな問題を投げかけるものとなっているからである。ここでいう「結末」は、『エウメニデス』のそれを直接的に指示しており、この文にほんの付け足し程度に「『コロノスのオイディプス』にも同じ事が言える。」と述べているのである。このヘーゲルの言い方の違いは、本質的なものなのであろうか、それとも、微々たる違いなのであろうか。

このように旧版と年度ごとの講義録でヘーゲルのギリシア悲劇解釈を読むことで、『精神現象学』(1807年)のギリシア悲劇の取り扱い方の特色も明らかになるであろう。それは、とりわけ『コロノスのオイディプス』のオイディプスの「宥和」の位置づけが、ヘーゲル自身にとって根深い問題であることが分かるであろう。

【シンポジウム『法哲学』刊行 200 周年 現代刑法論とヘーゲル

——ヘーゲル『法哲学』のアクチュアリティ】

【シンポジウム趣意】

*以下の趣意は今年2月のニューズレターに掲載すべきところ、事務局のミスによりプログラムへの掲載となりました。お詫びいたします。

ヘーゲル『法哲学』刊行 200 年を迎えるにあたり、本シンポジウムではその受容史とアクチュアリティを考える。これまでも日本ヘーゲル学会では『法哲学』のアクチュアリティを問うシンポジウムをたびたび開催してきたが、『法哲学』は、狭義の哲学をこえ法学分野とりわけ刑法思想においても多大な影響を及ぼしている。そこで今回は、この刑法思想に着目し、法学の専門家を迎え、より具体的な視点から『法哲学』のアクチュアリティを議論したい。

現代社会では、科学技術の進展とともに、個人のいわゆる「自由意思」だけで個々の行為や日常生活が成立しなくなっている。また、たとえば近年の脳神経科学研究が突きつける「自由意思幻想論」によって、法哲学の議論では、20 世紀初頭に激しい論争がみられたく古典派（旧派）と近代派（新派）の対立構図が復活の兆しをみせているとも言われ、改めて後期・旧派に影響を与えたヘーゲル法思想の意味が問われうるであろう。

法学者お二人からは、こうした観点からも、刑事法学におけるヘーゲル法哲学の影響について、それぞれのご専門からご紹介・ご議論いただく。中村悠人先生は、ドイツ刑法学研究の専門家であり、また、ヘーゲル刑法思想にもたいへん造詣が深い。それゆえ、日本におけるその受容史について、また、とくにヘーゲル哲学の強い影響を受けたヤコブス、パブリク等の刑法論から、とりわけヘーゲル刑法思想の影響についてご紹介・ご議論いただく。稲谷龍彦先生は、人工知能の開発・使用をめぐる刑事責任のあり方を、哲学・経済学・認知科学等の学際的視点から研究されている。そうした現代的観点から、ヘーゲル刑法思想のアクチュアリティ（限界と可能性）をご議論いただく。

以上、法学の専門家お二人から、ヘーゲルの刑事法学における直接・間接にわたる影響をご議論いただいた上で、学会内からの登壇者お二人には、『法哲学』のテキスト内在的な観点において、そのアクチュアリティ（限界と可能性）をご議論いただく。まず、ヘーゲル刑罰論の専門家である大橋基先生には、刑法思想でたびたび論じられる典型的なヘーゲル像（たとえば、カントとならび近代的理性の哲学者、あるいは、後期旧派の「絶対的応報」論者等）に関して、主に第一部「抽象的な法」のテキストに立ち返りながら、上記現代法学論との対話を展開いただく。もっとも、ヘーゲルの『法哲学』における Recht とは、「法」のみならず、権利・正義等の多様な意味をもち、社会学的・人間学的観点からもたいへん豊かな内容を含んでいる。それゆえ、神山先生には、ヘーゲル『法哲学』の全体的観点から（あるいは、より限定して国家論の立場から）ヘーゲル『法哲学』の現代社会における限界と可能性について論じていただく。

『法哲学』から 200 年後の社会では、たとえば、動物の権利や未来世代への責任問題が問われて久しい。また、さらなる技術革新によって、ロボットや AI などの権利、法的人格に関する問題、すなわち、翻って人間とは何か、社会とは何かという原理的な問題が浮上しつつある。そうしたおそらくはヘーゲル自身は予想もしなかった時の流れを前に、本シンポジウムにおいて、学会内・外の専門家それぞれのご提題から、ヘーゲル『法哲学』の現代でも色あせない普遍的魅力について考えていきたい。

以上

ゲスト登壇者の紹介

■中村悠人先生 関西学院大学 司法研究科 准教授

【専門】刑罰論（刑罰の正当化根拠論、自由刑論、法人処罰等）、責任論。

【関連業績】

・論文：「刑罰の正当化根拠に関する一考察(4・完) —日本とドイツにおける刑罰理論の展開」, 立命館法学 2012(4), 164-211 他 <https://ci.nii.ac.jp/naid/120005247103>

・翻訳：クルト・ゼールマン「ヘーゲル『法哲学要綱』における刑罰論」--ドイツの哲学的刑法論に関する重要文献(1) 関西大学法学論集 61(3), 727-753, 2011-09 他

■稲谷龍彦先生 京都大学大学院 法学研究科 准教授

【専門】刑事学。近代刑事司法の現代的課題について学際的研究手法を用いて研究している。

(次の個人 HP も参照) <https://researchmap.jp/7000008734>

【関連業績】

(書籍)

- ・「ポスト・ヒューマニズムにおける刑事責任」宇佐美誠編『AI で変わる法と社会』, 2020 年, 岩波書店
- ・「技術の道德化と刑事法規制」松尾陽編『アーキテクチャと法 —法学のアーキテクチュアルな転回?』, 2017 年, 弘文堂

(論文)

- ・「人工知能搭載機器に関する新たな刑事法規制について」, 法律時報 91(4), pp.54-59, 2019 年, 日本評論社

【シンポジウム要旨—提題 1】

『法哲学』刊行 200 周年 現代刑法論とヘーゲル

——ヘーゲル『法哲学』のアクチュアリティ——報告要旨

中村悠人 (関西学院大学)

日本刑法学は、ドイツ刑法学の影響を色濃く受けているが、ヘーゲルの刑法学への影響については自明なものとして理解されているわけではない。特に、第二次世界大戦後のドイツにおける刑法改正作業に関連して、当時の若手刑法学者らが刑事政策的発想を主軸とすべしとして「カント・ヘーゲルからの訣別」を掲げたため、ドイツでもカントやヘーゲルの(刑)法理論を扱うことは少なくなっていた。日本もその影響を強く受け、刑法学においてカントやヘーゲルの(刑)法理論を扱うことはほとんどなされず、教科書で応報刑論の紹介に際して簡単に触れられる程度になっている。

しかしながら、近年、ドイツにおいても改めてカントやヘーゲルの(刑)法理論の再考が行われ、殊ヘーゲルについては、刑法学におけるヘーゲリアナーの学説史的意義が(同時代的議論も含め)見直されている。確かに、刑法上のヘーゲリアナーがヘーゲルの用語をそのままの意味で用いていたわけではなかった。しかし、ヘーゲルの思想を換骨奪胎しつつ(この評価は分かれるかもしれない)、当時の刑法学の文脈の中でヘーゲル的なものを広めたことも事実である。例えば、犯罪論の文脈では、責任論を巡る規範的責任概念の基礎や、正当防衛の正当化根拠論、過失犯における社会生活上の安全義務(慎重義務)、真正不作為犯と不真正不作為犯の区別といったものは、今日でも通用している。刑罰論の文脈では、ヘーゲリアナーは応報と予防(という刑罰目的)の擦り合わせに努め、今日の幅の理論にも繋がっている。刑法上のヘーゲリアナーがヘーゲルの主張と同様あるいは合致するものかはそれ自体問題であるが、彼らはヘーゲルを引用することで、同時代の予防刑論に対する対抗軸としての応報刑論を主張し、また法の基礎としての意志の自由から犯罪論体系を構築することを可能にしていた。

もっとも、ヘーゲルやヘーゲリアナーにおける、民事不法とは異なる刑事不法と、それに対応する刑罰という思考枠組みは、その後のドイツ刑法学においては揺らいでいく。就中問題となるのは、責任なき違法(不法)と、刑罰とは異なる(改善・保安)処分である。責任を前提としない不法に意義を認めることで、まずもって主体を問題とする犯罪体系は変わっていき、処分が刑法典に導入されることで、刑事不法と刑罰という対応関係もまた変わっていった。日本でも犯罪体系に対する影響は大きい。ただ、ヘーゲル及びヘーゲリアナーに触れることで、この見直しも議論され始めている。

本報告では、刑法上のヘーゲリアナーに触れることで、ヘーゲルの刑法への影響を簡単に検討していきたい。

【シンポジウム要旨—提題2】

法をめぐる現代的課題とヘーゲル

稲谷龍彦（京都大学）

AI に代表される情報技術の著しい進展や「人新世」と称される劇的な地球環境変動などにより、法をめぐる現代的課題はその深刻さを増しているように思われる。学習により自律的に振る舞うことのできるAIの登場は、客体としての事物を統制する主体としての人間の地位に動揺をもたらし、とりわけAIと人間が協調動作する場面において、外的環境から独立して行使できる自由意志の所在に深刻な疑問を提起している。「人新世」の訪れが示すのは、これまで人間が地球という惑星上に構築してきたエコシステムの明確な限界であり、外的環境から独立して存在する人間という概念の根本的な持続不可能性である。これらの事象は、人間が外的環境に技術的に介入し、環境と共進化する形で変容し続けなければならないという、我々に課された近未来の義務を示しているように思われる。

しかし、それは自由意志を備えた自律的主体としての人間という概念を基盤として構築されてきた法によって、深刻な試練を課すものであるように思われる。とりわけ、現在の刑事法は、上記のような人間像を背景に、自由意志を礎石として導き出される法の概念に依拠し、応報を刑罰の根本的な機能としてきた。その際、しばしばヘーゲルは悪しき意志の否認を通じた法の回復という文脈で引用されてきた。しかし、基礎付け主義的な思考法そのものに深刻な危機が生じている現在の状況で、このような思考枠組を維持することは可能なのだろうか。また、統計や確率といった考え方が存在しない世界における、自由意志や決定論的な因果関係観に基づく思考枠組を基礎とすることに、実践的な意義は残りうるのだろうか。

もちろん、ヘーゲルの力動的な認識論には、それがプラグマティズムを生み出していったことや、動学的なゲーム理論に基づく制度解釈の補助線とされていることなどに鑑みても、興味深い点が残されている。あるいは、法の回復に関するゲーム理論的な解釈にも掬い上げるべき点があるかもしれない。しかし、これらはもはやヘーゲルなのだろうか。ヘーゲルを専門としない論者には判別し難いところである。

本報告では、以上のような問題意識を基に、法をめぐる現代的課題とそれが突きつける困難について紹介し、ヘーゲルの解釈に基づく法の未来が存在するのかについての専門家による議論を喚起したいと考えている。

【シンポジウム要旨—提題3】

ヘーゲルの「応報主義」における責任主体の条件

大橋 基（法政大学）

ヘーゲルが『法の哲学』で提示した「刑罰」論は、犯罪者への制裁という形で不法行為を相殺することを刑罰本来の目的とする「応報主義」に分類される。しかし、この立場は、功利主義に代表される「帰結主義」の見地から批判されてきた。そこでは、「帰結主義」が犯罪抑止・道徳教育・受刑者矯正といった社会的効用を実現する手段として刑罰を正当化する未来志向的で建設的な発想であるのに対して、「応報主義」は、刑罰を担うのが公的機関であるとはいえ、前近代的な復讐を継承した野蛮で過去志向的な発想にすぎないとされているのである。

こうした論調は、ヘーゲルの「刑罰」論には歴史的価値以外の意義を認め難いのではないかと、という懸念を引き起こす。だが、彼の「刑罰」論は、応報主義的であるにせよ、上述の対立図式に収まるものではない。確かに「第一部抽象法」において「刑罰」は「犯罪が無であることの顕示」、すなわち他人の「権利」の侵害は加害者自身を含めた普遍的な「人格」の毀損であるがゆえに「犯罪」とみなされ「刑罰」をもって廃

棄されなければならない、という「必然性」の顕現として定義され、「刑罰」の質（種類）と量は「犯罪」に対する「価値の上での同等性」に従うとされている。しかし、この定義には、「刑罰」が刑事司法による処罰という具体像を獲得する「第三部人倫」で明らかになる報復以外の目的も含意されている。それは、「裁判」を介した「法の修復」であり、上述の「同害報復」の枠内であれば、その実現の手段として「刑罰」を利用することが政治権力に許されている帰結主義的な諸目的なのである。

ところで、ここで注目すべきは、ヘーゲルが青年時代の著作で「刑罰」に求めていた犯罪者の矯正と社会復帰という目的が『法の哲学』では影を潜めている、という論点である。その理由を突き止めるには、彼が想定している「犯罪」の帰責根拠、換言すれば、行為者を責任主体とみなしうる条件を明らかにしなければならない。本報告では、「刑罰」を「犯罪者の権利」または「犯罪者を理性的なものとして尊敬すること」と特徴づけた「抽象法」の言明を手掛かりとして、『法の哲学』の「刑罰」論における責任主体の条件を考察する。そして、この論点の追究は、認知科学等の進展に応じて再燃した、人間の思考を自然現象に還元する決定論的趨勢によって、犯罪の帰責根拠を「自由な意志決定」に定位する近代刑法の原則が疑問視されている近年の理論状況に対しても、何かしらの示唆をもたらすであろう。

【シンポジウム要旨—提題4】

自由と自然の境界と越境——ヘーゲル『法の哲学』における正邪の論理——

神山伸弘（跡見学園女子大学）

ヘーゲル『法の哲学』は、「自由が法」であることを基本ラインに展開される。したがって、『出発点』として、「自由」になされることはすべてが「正しい（法）」ということ。逆に、「自由」になされた《わけではない》ことにこそ、「正しい」とか「邪だ（不法）」とかの評価が帰せられることも意味する。端的に言えば、「自然」による私の行為は、「邪」なことである。

これは、「自然」の不可避で生じたことについては免責される、という、我々の常識に反しているかの議論だろう。たとえば、コロナに感染して死亡することは、その本人の「自由」によらないからには、その責任ではない、と考えるのが常識的ではないか。しかし、こうした「自然」に屈していることにこそ、ヘーゲル的には、「正しい」とか「邪だ」とかの判断が明確に下されていることになる。（このことは、社会や国家に拡張して考えてもよい。）

『法の哲学』の論理の運びを示せば、次のようになる。

1. 「自由」は、当初直接的には一人（ひとり）で、じつは「自然」と一体である。だから、「自由」は実現されることが概念的に要請される。しかし、その直接態ゆえに、「自然」として「不自由（不法）」が実態であっても不問に付される。（ヘーゲルは、「『自由』がまだ『それ自体』でしかない」という。世の「自己責任」常識、政治家のいう「自助」。）「自然」の所為（せい）で（に屈して）「自由」が斃（たお）れるとすれば、それは正邪無区別としても、いずれか一方に帰責するとしても、その評価は意味がない。必要なのは、この「自然」との一体性を放棄することだ。

2. しかし、「自然」を放棄すれば、「自由」は、その実現のため「折れ返り」複数人格とならざるをえない。「自由」は、他人（ひと）の「自由」と関わる時、「特殊な意志」をもって臨む。これを支えているのは「生命」という「自然」である。そして、当の意志は、「普遍的な（実体的な）意志」と一致しているとき「正しい」が、さもなければ「邪だ」ということになる。『法の哲学』の展開全体は、この論理を動因としている。「自由」によって承認されない「自然」への屈服は、「邪」で「不自由」であり「不法」である。（自然と自由の境界）

3. 「特殊な意志」がいかに承認されるかは、ア・プリオリには決まらない。そこには、「自己意識」（「自由」の「知」）の教養形成の到達点に関わる。これは、経験的なものであり、社会・国家や歴史において異なる

る。また、自己意識には、個体的なものと普遍的なものとの違いと相互関連がある。「知」の普遍的な到達水準以下となる「無知」を個体の「自然」として是認するのは、個体の「不自由」である。その「無知」の作為は「詐欺」であり、他人の「自由」を侵害するのは「犯罪」である。(自然から自由への、自由から自然への越境)

こうしたヘーゲルの議論は、「自然」を超えるカントの道徳律的「自由」との関係で考えると、なんら不思議なことではない。ヘーゲルは、その「自然」を「生命」の必然として「自由」の不可欠の實在的な基盤にすえた論理を展開したわけである。

【合評会：下田和宣『宗教史の哲学——後期ヘーゲルの迂回路』(京都大学学術出版会、2019年)】自著紹介

下田和宣(京都大学)

宗教哲学、その中でも(宗教概念の理論やキリスト教論ではなく)諸々の宗教の歴史を記述するパートとなると、ヘーゲル研究の最も暗い部分のひとつであると言っても過言ではないだろう。たしかに今日、ベルリン期宗教哲学講義に関する筆記録、あるいはアカデミー版全集での1821年宗教哲学講義原稿(最近知泉書館版『ヘーゲル全集第15巻』として邦訳された)が整備され利用可能となっている。文献学的な資料状況をめぐるこれらの改善は画期的なことである。だとしても研究をめぐる寒々しい事情が劇的に変化することはおそらくあるまい。

現代的状況を受け、諸宗教に対するヘーゲルの考察が批判的あるいは肯定的に再検討されることもないわけではない。とはいえそれらがヘーゲル哲学研究の、あるいは哲学研究一般のメイン・トピックとなることはない。その責がヘーゲル自身に帰せられるべきものでないことは自明であろう。ではなぜ我々はヘーゲルの宗教史記述に"哲学的に本質的な"議論を見出すことができないのだろうか、それに対してなぜ『大論理学』や『精神の現象学』に哲学研究の"王道"を確認することにはそれほど苦労しないのか——このように素朴に問うことは、文献学的な、あるいは哲学的な研究遂行のどちらにとっても外的な「距離化」であるように見える。とはいえ、このところしきりに要求されている人文研究の「理由づけ(何のための研究か)」を改めて考え直すうえでも、(大袈裟に言えば)研究知性を主導する「背景」を可視化しそれが暗黙に前提するヒエラルキーのすべてを「ひっくり返す」ことを一度は思い切ってやってみても悪くはないだろう。そういうところに本書がもつそもそもの意気込みはある。

このように断言をすると各所からいろいろとお叱りを受けそうなところであるが、ヘーゲル哲学にあくまで寄り添うのであればそうした「ひっくり返し」が事実として可能であることを、本書はその全体に渡って論証している。言い換えれば、ヘーゲル哲学においてその体系の他領域に還元することのできない「宗教史の哲学」を明確に提示すること、およびそれがラディカルな次元において持つ哲学的意義を解明すること、このふたつが本書の中心課題となるのである。

第一部(「宗教：ベルリン期ヘーゲルの問題意識と哲学的宗教概念の文化論的転換」)ではベルリン期に特有の問題意識を取り出すことで、哲学が宗教史の検討へと向かう理路を明らかにする。晩年における『エンツクロペディ』の改訂増補から明らかのように、経験科学との対決という課題のもと、ヘーゲルはこの時期(主にヤコービ解釈を梃子として)「媒介された直接性」の理念を彫琢していく。宗教哲学講義第一部「宗教の概念」の構築と再編も、宗教哲学に内在する諸問題ではなく、むしろ体系全体に関わる思考の練り直しから位置づけられなければならない。

続く本書第二部(「歴史：「媒介された直接性」理論の展開と「学への導入」構想」)ではさらに「学への導

入」プロジェクトをめぐる諸問題を扱う。『精神の現象学』をめぐる後年の自己反省が示しているのは、「導入」構想自体の断念ではない。実情としてはむしろ、それ自体の学的性格は弱められつつ、さまざまなかたちでの「導入」が試行されていくのである。導入構想の弱体化・多様化という事態が示しているのは、意識経験の内在的弁証法によって絶対知を切り開くという『精神の現象学』当初の狙いから離れ、むしろ「精神の自由」を確保するための絶対知の自己外化・自己放棄の叙述こそ、晩年のヘーゲルの関心であったということである。その議論自体はすでに『精神の現象学』末尾で語られていたものであるが、晩年の多様化する導入論はまさにその変奏であると理解できる。

以上の検討を受け、本書第三部（「宗教の歴史：ベルリン期宗教哲学における「宗教史の哲学」の遂行」）では、宗教哲学講義の宗教史記述（第二部と第三部）を「精神の自己外化」論の観点から読み解き、宗教の歴史を探究しその発展と形態化を叙述するという仕方になされる思索を独自の「宗教史の哲学」として定式化する。当時の文化学（W・v・フンボルト、クロイツァー、F・シュレーゲル、ゲレスなど）の主流であった「起源」論を避け、ヘーゲルは歴史と文化のコンテクストへと「迂回」することで、その中で理性的なものを探索する。文化を概念化するのではなく、哲学的思考を文化へと開くというヘーゲルの基本的な定位は、西洋における（ヴィーコからカッシーラーを経てブルーメンベルクへと接続する）文化哲学の歴史において評価されるべきものであるが、その徹底は他に類を見るものではなく、宗教史の記述を――表面的に理解された体系哲学の枠組みを超えて――第一哲学の地位まで押し上げている。

【ヘーゲル生誕 250 周年記念講演】

「生の意識」に基づく「超越論的論理学」の批判的継承

――ヘーゲル論理学における「あるところのもの」の把握

久保陽一（駒澤大学）

ヘーゲルは周知のように『法哲学』序文で「理性的なものは現実的であり、現実的なものは理性的である」、また「あるところのものを把握することが哲学の課題である。なぜなら、あるところのものは理性であるから」と述べていた。そこで「あるところのもの」ないし「現実的なもの」と「理性的なもの」との関連がしばしば問われてきた。彼の哲学は没後当初の 19 世紀以来、とりわけ弁証法の論理また社会や文化などの現実に対する洞察が高く評価された反面、絶対者の汎論理主義的な哲学体系という面は批判されがちであった。いずれにせよ、これらの評価は、青年ヘーゲル派の宗教・政治・哲学に対する批判や常識や科学主義、またやがてニヒリズムや非合理主義的な世界観を受け入れた、19 世紀から 20 世紀にかけての時代の傾向を反映してだけでなく、当時知られていた彼のテキスト、また概念史や思想史に関する当時の理解のもとで行われてきたと思われる。しかし、そのような状況は 1960 年代以降のテキストクリティーク、発展史、布置研究、概念史や問題史などの歴史的研究また批判的なテキスト分析によってかなり変更され修正されるようになってきた。その結果、彼の所説の意味が問い直され、むしろ現実的な分析と思弁的理性的な傾向とが切り離しがたく、連続性をもっていただけに見られるようになってきた。もとより、見通しがたい程に多様な世界のうちで絶えず新たな経験にさらされると感じる現代の人々にとっては、すべての現実を全一的な絶対者の許で説く理論はよそよそしく思われるかもしれない。たとえ現実のうちには何か全一性を認めるとしても、ヘーゲル哲学を彼の自己理解とは別様に解釈することは、避けがたい。しかし彼の哲学に固有な理論的特性を新たに見通すことが、むしろ現代的解釈に繋がる可能性も出てくるように思われる。

そこで、ヘーゲルの「あるところのものの把握」としての「哲学」が、まず発展史的に見られるかぎり、いかに捉えられるかを検討し、彼の「哲学」が「生」の体験と学的な「認識」という二つのレベルの連関において成り立っていたという事情を踏まえる。とりわけ「反省」に対する批判が「生の意識」から「有限者の無限者への関係の形而上学的考察」と「体系」という形に変様した点が注目される。次にその「体系」の中で、「存在」と「認識」の理論としての「論理学」の独自性を哲学史的一発展史的な連関の中で捉え直し、いかにヘーゲルによる「あるところのもの」の論理的把握がカントの「超越論的論理学」や当時の論理学の哲学的解釈を批判的に継承して生じたかを問う。そこでは、「対象」における「思考」の負荷性、「産出的構想力」および「理性」としての「統覚」による志向的一判断的意識の根拠づけ、「カテゴリー」の制限と「弁証法」および「三重性」、「反省概念」における相関関係、「現実性」における或るものに固有な相関的で力動的なあり方などが認められる。最後に、そのような論理学の「あるところのものの把握」におけるポテンシャルを今日いかに汲み出しうるかについて、ヘンリッヒとブランダムの見方を検討することにする。